

# インターネット利用のガイドライン

---

文京区立駒本小学校

## ■ガイドラインの目的

1. このガイドラインは、文京区立駒本小学校(以下「駒本小」といいます)において、インターネットを利用するために必要な事がらを定めることを目的とします。

## ■インターネット利用のねらい

2. インターネットを利用することで、児童の情報活用能力やコミュニケーション能力の育成をはかり、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進などを目指すこととします。

## ■利用のしかた

3. 駒本小でのインターネットの利用は、次にあげる教育活動を目的とし利用します。

- ・[情報検索および収集] 学習に関連する情報を検索・収集すること。
- ・[教材開発および活用] 情報の収集・加工による教材の作成や最新の情報を授業に活用すること。
- ・[情報交換] 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を発信し、意見・感想を受信するなど、他地域の学校等との交流を行うこと。
- ・[国内および国際交流] 国内および海外の学校・都市などとの交流を進めること。

## ■ 個人情報のあつかい

4. 駒本小ホームページを通じて、児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者の同意を得ることとします。個人情報の範囲は、次のように定めます。

・[氏名] 原則として姓を用い、名は使わないようにします。ただし、特定校との交流など教育上必要のある場合などでは氏名を使用することがあります。

・[意見] 児童の意見および考えなどは、教育上の効果を考えた上で、発信することができます。発信する場合には、児童のプライバシー・基本的な人権などに配慮することとします。児童自身によって発信する場合は、その内容を教職員が確認した上で発信することとします。

・[写真] 児童の写真は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮します。

・[その他] 住所、電話番号および生年月日は発信しないものとします。

## ■ 管理責任者

5. インターネットの適正な利用を図るために、管理責任者を置きます。

・管理責任者は学校長とし、副校長は学校長を補佐します。

・管理責任者は、教職員に対して指導および監督を行うものとします。

## ■ 利用責任者

6. 管理責任者は、インターネット利用の適正を図るために、利用責任者を置きます。

・利用責任者は原則として、情報担当などの教職員とします。

・利用責任者は利用状況を記録し、管理責任者に報告するものとします。

## ■著作権等のあつかい

7. 管理責任者は、インターネットの利用において、著作権、知的所有権その他の権利の保護に努めるとともに、権利の侵害行為が行われることのないよう、適正な管理を行うものとします。

## ■セキュリティ対策等

8. インターネットを利用するにあたっては、個人情報の保護およびデータ保護等、セキュリティ対策をとることとします。

## ■ガイドラインの見直し

9. 学校教育におけるインターネット利用の進展にともなって、このガイドラインに規定した事からの見直しの必要が生じたときは、必要な手続を経て、見直しを行うものとします。

## ■委 任

10. このガイドラインに定めのない事項は、管理責任者である学校長が別に定めることとします。

## ■附 則

11. このガイドラインは、2006年 1月 10日から施行します。